

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年 月 日

三重県知事 あて

申請者 氏 名

生年月日 年 月 日

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
<input type="text"/>	<input type="text"/>	2 4 <input type="text"/>

項番

11

氏名の変更

変更年月日	年 月 日
変更後	フリガナ
	氏 名
変更前	フリガナ
	氏 名

確認欄
*

12

住所の変更

変更年月日	年 月 日
変更後	郵便番号
	市区町村コード
	都道府県 市郡区 区町村
	住 所
	電話番号
変更前	住所

確認欄
*

13

本籍地の変更

変更年月日	年 月 日
変更後	市区町村コード
	都道府県 市郡区 区町村
	本 籍
変更前	本籍

確認欄
*

14

従事先の変更

変更年月日	年 月 日
変更後	商号又は名称
	免許証番号
	国土交通大臣 () 第 号 知事
変更前	商号又は名称
	免許証番号
	国土交通大臣 () 第 号 知事

確認欄
*

登録した内容の変更

氏名、本籍、住所（住居表示の変更を含む）、従事先（商号の変更、免許番号の変更を含む）に変更があったときは、遅滞なく次の書類を添付して登録をしている都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければなりません。

なお、氏名及び住所の変更の場合で宅地建物取引士証の交付を受けている方については、書換え交付申請書もあわせて提出してください。郵送での書換え交付申請ご希望の方は、現在お持ちの宅地建物取引士証と404円分の切手を同封してください。

変更申請事項		添付書類	
氏名・本籍		変更事項の記載のある「戸籍抄本」 〔外国人の方は、変更事項の記載のある「住民票抄本」〕	
住所 (住居表示)		転居前住所の記載ある「住民票抄本」 〔日本国籍の方は住基ネットの利用により原則として不要〕	
従事先	従業員の場合	入社	雇用が証明できる書面（従業者証明書の写し、雇用保険証の写しなど）
		退社	—————
	法人の役員の場合	就任	就任が証明できる書面（従業者証明書の写し、商業登記簿謄抄本の写し、業者名簿変更届の写しなど）
		退任	—————
	個人営業の代表者の場合	開業	開業が証明できる書面（従業者証明書の写し、免許申請者の写し、免許証の写しなど）
廃業		—————	
	出向による会社変更	出向が証明できる書面（出向辞令の写し又は証明書、従業者証明書の写し、復帰の場合は復帰（又は解除）証明書など）	
従事先の 商号又は名称		商号又は名称の変更が確認できる書面（従業者証明書の写し、免許証書換え交付申請書（届出済）の写し、変更事項の記載のある「商業登記簿謄本」の写しなど）	
免許換えによる 番号	免許を取得したのち	従業者証明書の写し又は免許証の写し	
<p>「従事先」とは、宅建業法に基づいて免許を受けている会社等又はこれから免許を受けようとする会社等を指します。</p>			